

1. 件名：「日本原燃(株)再処理施設の設工認申請等に係る面談」

2. 日時：令和2年11月5日(木) 14時00分～16時20分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室(一部TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

長谷川安全規制管理官、古作企画調査官、猪俣上席安全審査官、中川上席安全審査官、津金主任安全審査官、上出安全審査官、河本安全審査官、大岡安全審査専門職

日本原燃(株)

大久保 理事 再処理事業部副事業部長 他14名

東京電力ホールディングス(株)

サイクル技術グループマネージャー 他1名

関西電力(株) 原燃計画グループマネージャー

中部電力(株) サイクル戦略グループ課長

北海道電力(株)原子燃料サイクルグループリーダー

5. 要旨

(1) 日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)から、新規制基準に係る再処理施設の今後の設計及び工事の計画の認可申請(以下「設工認申請」という。)等に関し、令和2年10月20日の審査会合(※1)及び設工認申請等に係る面談(※2)を踏まえて、当日提出資料に基づき、申請書記載事項の整理状況等について説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点を伝えた。

- ・ 次回の審査会合で説明する再処理施設等の設工認の対応状況について、設工認対象設備の選定、類型化及び申請図書各項目における概要を中心に説明すること。また、行政相談が必要な事項等を整理して示すこと。
- ・ 設備リストについては、類型化作業を実施するための基になることから、機種分類にとらわれず、技術基準規則に対する評価項目との関係を踏まえて、類型化の作業進捗に合わせて整合を図ること。
- ・ 仕様表への記載と基本設計方針への記載の整理において、安全上重要

な施設等で仕様表の作成を不要とする条件等について、作業者が迷わないように考え方を明確にすること。

(3) 日本原燃から、本日の面談を踏まえて対応する旨の発言があった。

## 6. その他

### 提出資料

「再処理施設等の設工認の対応状況について」

「設備リスト（機種見直し案）」

「設工認申請対象設備の設工認申請での記載方法等について（改正1）」

### ※1 令和2年10月20日の審査会合

「第378回核燃料施設等の新規規制基準適合性に係る審査会合」

### ※2 令和2年11月4日の面談

「日本原燃(株)再処理施設の設工認申請等に係る面談」